

令和元年6月20日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

- 1 会議名 予算委員会
- 2 日時 令和元年6月20日(木) 9時59分開会
11時42分閉会
- 3 場所 議場
- 4 出席委員 濱崎國治委員長、牟田学副委員長、竹之内和満委員、川上洋一委員、濱門明典委員、白石純一委員、濱田洋一委員、竹原信一委員、中面幸人委員、岩崎健二委員、木下孝行委員、濱之上大成委員、山田勝委員、仮屋園一徳委員
- 5 事務局職員 議事係長 牟田 昇、議事係 松崎 正幸
- 6 説明員
- ・総務課消防係
参事の場 博俊 君 係長 牛之浜宏信 君
 - ・企画調整課
課長 山下 友治 君 課長補佐 寺地 英兼 君
 - ・福祉課
課長 川畑 幸博 君 係長 中野 美紀 君
係長 栗林 鉄矢 君 係長 宇都 貴子 君
 - ・介護長寿課
課長 中野 貴文 君 課長補佐 勢屋 伸一 君
係長 寺園 勝夫 君
 - ・健康増進課
課長 児玉 秀則 君 課長補佐 寺地 克己 君
 - ・農政課
課長 園田 豊 君 課長補佐 中尾 隆樹 君
課長補佐 下菌 富大 君
 - ・財政課
課長 小菌 達哉 君 課長補佐 大田 省吾 君
係長 丸塚 明子 君 係長 松下 直樹 君
- 7 会議に付した事件
- ・議案第38号 令和元年度阿久根市一般会計補正予算(第1号)
 - ・議案第39号 令和元年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱崎國治委員長

ただいまから、予算委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第38号 令和元年度阿久根市一般会計補正予算(第1号)、議案第39号 令和元年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。

日程につきましては、配付いたしました日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、はじめに、総務課消防係の出席をお願いします。

(総務課消防係入室)

(発言する者あり)

○議案第38号 令和元年度阿久根市一般会計補正予算(第1号)

濱崎國治委員長

それでは、議案第38号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。的場消防参事の説明を求めます。

的場消防参事

それでは、議案第38号、令和元年度一般会計補正予算第1号のうち、総務課消防係所管分について御説明いたします。

はじめに、歳出について御説明いたします。予算書の11ページをお開きください。

第9款消防費1項1日常備消防費1,491万4千円の減額補正は、当初予算で計上しておりました水槽付消防ポンプ自動車整備事業について、平成31年4月19日付で阿久根地区消防組合に平成31年度緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定が通知されたことにより、事業主体を阿久根市から阿久根地区消防組合に変更し、予算の組み替えを行おうとするものであります。

内訳につきましては、12節役務費2万1千円の減額補正であり、水槽付消防ポンプ自動車整備事業のうち、リサイクル料や自賠責保険料の減額であります。次に、18節備品購入費6,457万4千円の減額補正は、水槽付消防ポンプ自動車整備事業の備品購入費の減額であります。19節負担金補助及び交付金4,977万1千円の増額補正は、水槽付消防ポンプ自動車整備事業に関する経費6,468万5千円から、補助金の金額1,491万4千円を差引いた金額を増額しようとするものであります。27節公課費9万円の減額補正は、水槽付消防ポンプ自動車整備事業のうち、重量税の減額であります。

次に、歳入について御説明いたします。予算書の8ページにお戻りください。

第20款市債1項8目消防債1節消防債1,490万円の減額補正は、消防施設整備事業債として、水槽付消防ポンプ自動車の整備事業に充当しようとしていたものと、交付決定いたしました補助金との調整を図り、減額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

消防参事の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

今、起債の1,490万円の減額をされましたよね。この減額をされた分については、阿久根地区消防組合のほうで処理されるんですか。例えば、減額した分については歳入の補助

金か何かに入ってくるでしょう、普通。その補助金は阿久根地区消防組合で事務処理されるんですか。

的場消防参事

山田委員にお答えいたします。ただいま質問された補助金につきましては、国庫補助としまして消防組合のほうで受け入れをいたします。

濱崎國治委員長

山田委員よろしいですか。

山田勝委員

はい、了解です。

白石純一委員

不勉強なので教えてください。水槽付消防ポンプ自動車というのは、近くに水源がないと
きのために水を蓄えたものという理解でいいのか。今までこういう自動車はなかったのか、
あったとしたらその更新ということで、どれくらいの実際の容量というか、容量だけではな
かなか我々はわからないんですけれども、わかりやすく、どれくらいの火災に対して対応で
きるものなのかというような、教えていただくことはできますか。

的場消防参事

白石議員にお答えいたします。今回の水槽付消防ポンプ自動車ですけれども、現在までも
ほとんど同じ仕様と言いますかタンク車で、2台阿久根消防署には配置しておりまして、お
っしゃるとおり初期消火が主でして、まず火災出動の場合は2台とも水槽付消防ポンプ自動
車が現場に行きまして、それで消火に当たりながらあとで後続の消防団、あるいは防火水槽、
消火栓等々から補充しまして消火する消防車であります。以前から水槽付消防ポンプ自動車
につきましては2トンの水を積載しておりまして、それで対応しております。両方とも、2
台とも2トン車であります。

白石純一委員

2台に加えてもう1台、聞きのがしてたらすみません。2台に加えてもう1台ということ
ですか。

的場消防参事

今回整備します水槽付消防ポンプ自動車につきましては、現在、平成10年9月に一般社
団法人日本損害保険協会から寄贈を受けたものでありまして、30年度末で20年が経過し
たということで、新しく更新するということになったわけでありまして。ただ、緊急消防援助
隊にも登録しておりまして、今回補助金が使えたというのも、緊急消防援助隊に登録してお
りますと2分の1の補助があるというところで今回更新するということになったわけです。
ただ、以前は新規のものでないと補助金は下りないということでしたけれども、3年ぐら
い前から現在の既存の更新の分についても補助金が交付されるというところで、年次的計画で
今年度更新をいたします。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第38号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止します。

(総務課消防係退室、企画調整課入室)

濱崎國治委員長

次に、議案第38号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

山下課長の説明を求めます。

山下企画調整課長

議案第38号のうち、企画調整課の所管事項について御説明申し上げます。

予算書の9ページをお開きください。

第2款総務費1項8目企画費の補正額23万2千円は、青果市場跡地等活用検討委員会委員等への謝金及び旅費であります。阿久根中央青果市場株式会社の解散に伴い、市が会社の施設を引き継ぎ、跡地を占有することとして1年間の漁港施設占有許可を県へ申請し、今年度末までの占有の許可をいただきました。このことを受け、市内各種団体の代表者や地域の関係者、また、市職員で構成する検討委員会を設置して諸課題を整理し、現在の施設の取り扱いや活用の方向性について協議、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします

濱崎國治委員長

山下課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

この謝金はね、何人で何回ぐらい予定されていらっしゃるんですか。

山下企画調整課長

外部の方は7人程度を予定しております。5回ほどの検討をしてまいりたいと考えております。

山田勝委員

外部というのは、市の職員を除く市外の方ですか。それともどういう方々を入れようと思ってるいらっしゃるんですか。

山下企画調整課長

市内各団体の代表者、農協、漁協、会議所、こういった団体の代表者の方々をお願いしております。また、この地域の代表者の方々も委員にお願いしたいと考えているところでございます。

山田勝委員

あのね、例えばそこで議論をする、私の考え方からすればですね、全く今、あなた方の言われるような方々はね、民主主義のための委員であってですね、こうして皆さん方の代表者、市民の代表者に諮問しましたよ、それでしゃんしゃん、誰も反対しない。そういうことではね、私はいい案というのは出てこないと思うんですよ。それを提案するまで、諮問にかけるまで、検討するまでの間にそれぞれの計画をつくり、あるいは調査されたりするわけですか。

山下企画調整課長

この検討委員会と合わせて庁内にも関係課の職員で構成する検討連絡会を設置をして、こういった検討委員会の開催の前には庁内での意見協議を行ってまいりたいと思っております。それから、この検討委員会につきましては、例えば観光等に知見を有していらっしゃる方々もお招きをして、意見を聴く機会等も設けていきたいというふうに考えております。

山田勝委員

私はね、例えば役所の皆さん方で検討する。100点じゃないんですよ、非常に視野が狭いから。やっぱりね、大きな気持ちでやらないとね、おそらくこれが最後の財産かもしれないよ、市街地の。だからその付近を腹をくくってやらないとね、市の職員だけで話しをした、阿久根市内のそれぞれの団体の方を呼んで話しをして、納得いただいたので議会に出す。皆さんの、市民の代表の了解を得ておりますでのやり方ではね、けしていい計画は出てこない。その付近は徹底した研究をして、徹底して勉強をしないとだめだということをおきます。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

白石純一委員

私の質問も山田委員と全く同じ内容、そして趣旨でありまして、具体的には農協、漁協、会議所の代表の方ということでしたけれども、もちろん農協、漁協、会議所の意見を聞くの

は大事です。ただ、えてして代表者の個人の意見になると困るわけで、これらの団体の総意としてこういうものということは確認をしていただきたいと思います。そして、こういった代表の方ですと、おそらく平均年齢が60代後半から70歳代以上の方のみになります。もちろんこういう先輩方の御意見を伺うのも大事ですが、今後10年、20年後先を見据えての開発、計画をつくるわけですから、より若い方も入れてですね、例えばそれこそ高校生の代表も入ってもらってもいいと思うんですね。20代、30代、40代、そして女性も含めて。昨日、男女共同参画のことを私は一般質問で取り上げましたけれども、女性もいない検討委員会ではこれは片手間になると思います。これからの将来を見据えた人選をお願いしたいと思いますが、課長、いかがでしょうか。

山下企画調整課長

ただいま委員のほうから幅広い意見を反映する形での委員選任をという趣旨のお尋ねだったと思いますけれども、御指摘のとおり、多様な意見がより反映させられるよう委員の選任については今後調整してまいりたいと思っております。

白石純一委員

それでは、20代、30代、40代、あるいは10代の方も入れるということは考えられますか。

山下企画調整課長

今のところは団体の代表の方、団体から推薦される方々をお願いしたいとは思っておりますけれども、結果としてそれが10代、20代という方になるのかどうか、そこは何ともこの場では申し上げることはできませんけれども、できるだけ委員の選任に当たっては多様な形での意見が出していただけるような、そういう構成を考えていきたいというふうに思います。

白石純一委員

女性も複数名、できれば半分近く入れていただくことを私は提案しますが、いかがでしょうか。

山下企画調整課長

ここで具体的数が何人程度ということをお示しすることは難しいかと思っておりますけれども、昨日も女性の意思形成過程への参加という趣旨でのお尋ねもございましたので、こういったことを踏まえて検討してまいりたいと思っております。

[白石純一委員「お願いします」と呼ぶ]

牟田学委員

今まで阿久根市でつくる検討委員会というのは、課長が先ほど言われた各種団体の代表と。ほとんどメンバーは一緒だと思いますよ。だから、きのうこの跡地活用については一般質問もありました。それをですよ、するかしないかは別として、できれば地質調査士とか、そういう専門分野の方もですね、入れていかんと、農協の支所長とかですよ、僕はわからないと思うんだけどな。ただ、そういう各種団体の長の意見を聴くだけじゃ今までと一緒だと思うんですけど。やっぱり専門性を入れてですね、検討していく必要があると思いますけれども、どうでしょうか。

山下企画調整課長

今回の検討委員会で議論していただく主なテーマとしては、今の市場の施設をどうしていくか。それから今後の方向性としてはどのような形が望ましいか、こういったことについて協議をしていただきたいと思っております。そして、その中で一定の方向性が出て、具体的方針等が仮に決まってくれば、それに基づく形でいろんな知見等を持った方々にお話を伺う機会というのは、それ以降に出てくるのかなと、このように思っております。

牟田学委員

でも、そこの検討委員会の委員の方が、阿久根市内であったり、今までどおりだったりしたですよ、じゃあ、仮にですよ、仮にきのうの一般質問のようにそっちの方向性というのもの

あるわけで。でも今課長が考えられている委員であれば、そういうのは出てこないと思うんですよ、方向性が。だから一つの選択肢として、やはりそういう地質に詳しい方とかですよ、そういうことを入れて、ここは大丈夫やっどという話があれば、そっちに行く可能性もあるじゃないですか。だから選択肢の一つとしてただ市内の代表者の意見を聴くだけじゃなくて、やはり最初からそういう人を入れてですよ、いろんなパターンを考えて検討するべきだと思いますよ。いいです。

濱崎國治委員長

答弁は要らないですね。

中面幸人委員

阿久根市第5次総合計画の中でですね、それやらまちづくりのああいう計画の中で、旧港辺りの整備も入ったと思います。いろんな図もつくった形のああいう計画があつて。例えば私が覚えているのは旧港から戸柱の方向に橋を架けるとか、そういうのが写真なんかもあったような気がしますけど。その間、第5次も終わりますよね、計画も終わります。その中で、あの辺あたりの整備がほとんどされてないという状況だと私は思っております。その中で、今回青果市場がですね、こういうふうな形になることは予想はされてなかったわけですよ。そういう計画がされる段階では青果市場がこういうふう閉鎖されるということはわかってなかったわけだから。しかも、あそこら辺、旧港の一番いいところであつてですね、例えば西回りが今後開通することによって、例えば市街地が空洞化しないようなためにもですね、やはりまちにも人が集まってくるようなですね、そういう捉え方も考えていくべきじゃないかなというふうに思っておりますからですね、その辺あたりもまた所管のほうでもですね、しっかりと委員会でも話をさせていただいて、取り組みをしてもらいたいと思いますけれども、その辺あたりの所管としての考え方は持っていらっしゃいますか。

山下企画調整課長

この場所はこれまでの一般質問でもありましたとおり、市街地の中心地に位置しているところだと思っております。市街地への経済効果も見込まれる、そういうエリアだと思っております。場所がもっと地理的な特性も踏まえて検討委員会で十分検討委員会で協議をしていただきたいと、このように考えているところであります。

中面幸人委員

ぜひですね、今後、阿久根の将来をですね、いろんな、例えば国民宿舎、あっちの問題も解決しない中でですね、そういうことも踏まえた中で、大きい視野の中でですね、阿久根の方向性を決める一つの大事な部分だと思っておりますので、ぜひ慎重にですね、検討してもらいたいと思います。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

例えば国民宿舎についても検討委員会、そういうのを何遍かされたと思いますよ。漏れ聞くところによるとね、決まった人とか、あるいはね、小さな気持ちでしちゃだめですよ。大きな気持ちで、会をやっているうちにですね、やっぱりこの人の意見を聞きたいな、あの人の意見も聞きたいなと思ったときにはね、お願いをして来てもらって話をしてもらっていいと思いますよ。そんな心の余裕を持たないと、最初で決まったひこじゃ絶対だめですよ。ですから結論を出すまで1年ぐらいあると思いますけどね、その中で、やはり一番いい方法を、これからの阿久根のためにね、いい方法を考えてほしいからね。だから議会に上がってくる前にやはりその辺はほんとに広角に、いつでもいろんな人の意見を聞くよと、いつでも委員を追加していいよという気持ちでね、取り組んでほしいと思います。以上です。

白石純一委員

先ほどの意見に付け加えさせてください。農協、漁協、会議所の代表は呼ばれるということですけども、先ほど若手の意見の意見も聞いて欲しいと、それには一定の理解も示され

ました。農協、漁協、会議所、それぞれ青年部がございます。そういった青年部の方にそれぞれの組織を代表していただいでですね、依頼をするということにはできないんですか。

山下企画調整課長

現在考えておりますのは、農協、漁協、会議所につきましては、これまでの経緯も含めてかかわりのある団体だと思っております。そういうことでお願いしたいと思っております。そしてまた会議所青年部等についてもお入りいただくことはできないか、こういったことは考えてまいりたいというふうに思っております。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしということで、なければ、議案第38号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止します。

(企画調整課退室、福祉課入室)

濱崎國治委員長

次に、議案第38号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

川畑福祉課長の説明を求めます。

川畑福祉課長

議案第38号中、福祉課所管分について、御説明申し上げます。

はじめに、歳出について御説明いたします。予算書の9ページをお開きください。

第3款1項1目社会福祉総務費の補正額1億8,564万2千円は、プレミアム付商品券事業に係る費用について、予算計上したものであります。

まず、予算の説明に入る前に、本事業の概要について説明をさせていただきます。

プレミアム付商品券事業については、10月1日から消費税が10%に引き上げられることに伴い、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、実施に必要な経費を国が全額補助するものであります。事業実施にあたり、商品券については1枚500円の商品券10枚つづり5千円分を1冊とし、対象者に1冊4千円で販売し、1人最大5冊まで、金額にして2万5千円分の商品券を2万円で販売するものであります。

それでは、各節ごとに主なものについて御説明いたします。

3節職員手当等の100万円は、職員の時間外勤務手当であります。7節賃金の318万5千円は、臨時職員3名分の賃金であります。11節需用費の330万円は、商品券及び周知用チラシの印刷代が主なものであります。12節役務費の518万2千円は、郵便局の委託販売手数料及び利用取扱店への振込手数料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の1億7,194万4千円は、事業実施に伴うシステム改修負担金194万4千円及び商品券取扱店への商品券引換分の交付金1億7千万円であります。1億7千万円の内容については、商品券の購入対象者は住民税非課税者と、平成28年4月2日から本年9月30日までに生まれた3歳以下の子が属する世帯の世帯主を対象としており、住民税非課税者を6,300人、子育て世帯の子どもを500人の計6,800人と推計し、1人当たりの商品券購入限度額2万5千円を6,800人で掛けた金額となっております。

次に、2目心身障がい者福祉費の補正額34万7千円は、就学前の3歳から5歳の障害児で、こじか等の児童発達支援事業を利用する世帯の利用料金を10月から無償化対応とするためのシステム改修費を13万円補正したものであります。また、障害認定審査会事務を10月から北薩広域行政事務組合に事務移管することに伴い、負担金に21万7千円の不足を生じるため補正したものであります。

次に、10ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費の補正額41万8千円は、

10月からの消費税改定に伴い、子供の貧困に対応するため、児童扶養手当受給者のうち、10月31日において婚姻をしたことがない、父又は母に対し1万7,500円を臨時・特別給付金として支給するものであります。

次に、5目保育施設運営費の補正額192万円は、10月から保育所・認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されることに伴い、それに対応するための事務費であります。なお、無償化の対象としては、3歳から5歳までの全ての子供たちと0歳から2歳までの子供たちのうち住民税非課税世帯の子供たちが対象となります。

それでは、節ごとに主なものについて御説明いたします。3節職員手当等の100万円は、職員の時間外勤務手当であります。11節需用費の10万円は、無償化周知のリーフレット及び事務用品が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の77万円は、無償化に対応するためのシステム改修負担金であります。

以上で、歳出についての説明を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開きください。第13款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金の4,977万1千円のうち、12万9千円は障がい児の児童発達支援事業の無償化に伴うシステム改修分であり、4,964万2千円はプレミアム付商品券事業費となります。なお、プレミアム付商品券事業費のうち、商品券購入にあたる割り増し額、いわゆるプレミアム分が3,400万円で、事務費が1,564万2千円となっております。第14款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金の192万円は、幼児教育無償化事務費にかかる補助金であります。

次に、8ページをお開きください。第19款5項4目20節雑入の1億3,600万円は、プレミアム付商品券の売払収入であります。

以上で、説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

川畑福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

3款1項1目の19節、1億7千万の商品券をですね、6,800人に販売されるわけですが、その販売方法等について、当然これは直接福祉課のほうでされるんですかね。6,800人に買ってもらわないといけないわけですけど、どのような方法でということまで考えていらっしゃるのでしょうか。

川畑福祉課長

商品券の販売の方法ということでもありますけれども、こちらのほうにつきましては、市役所のほうでまず対象者に対して申請書を送付しまして、申請書を送付しますと商品券の引換券、こちらのほうの申し込みが必要となります。申込書を出していただいて、それでこちらのほうで審査をしまして、引換券を対象者にお渡しをしまして、その引換券を持って市役所のほうに持って来てもらって販売というふうになります。それと、先ほど説明の中で郵便局への委託ということで、手数料ですね、こちらのほうも説明をしたところでもありますけれども、市内の各郵便局のほうにおいてもそれぞれ大川とか、脇本とかありますけれども、それぞれそちらのほうにも委託販売という形で商品券の販売をお願いしたいというふうに思っております。

仮屋園一徳委員

2万5千円分の商品券を2万円で買ってもらうわけですけど、それについて、ほんとに全部売れてしまうのかなと心配するものですから、こういう質問をしました。よろしいです。

白石純一委員

この商品券は阿久根商工会議所の加盟店で使えるものという理解でいいですか。

川畑福祉課長

この販売店の取扱店舗でありますけれども、白石議員が言われるとおり市内の商工会議所

が取り扱っている、そちらのほうも含まれますけれども、市内の店舗を幅広く対象として公募を行うというふうになっております。こちらのほうにつきましてはですね、商工会議所のほうに大型スーパー、こちらのほうは入っていないというふうに思っておりますけれども、大型スーパーであったり、それからコンビニ、そういうところまで対象にしたいというふうに思っております。

白石純一委員

これまでの商品券も大型店舗でも使えたと思うので、それは商工会議所に入っていないけれども使えるようになったとしてあったと、今後も同じであればですね、そのように理解しましたが、1組が500円掛ける10枚ということですが、何も対策をしなければですね、ほぼ皆さん大型店舗で買い物をされてしまう。つまりせっかくこういう消費を呼び起こす手段が大型店舗に消費が限られてしまうという懸念は大きいだろうと思います。そこで、例えば500円の10枚のうち4枚は大型店舗では使えないと、中小の店舗でしか使えないと、そういうような仕組みはとれないのでしょうか。

川畑福祉課長

商品券の利用の方法でありますけれども、こちらのほうについてはあくまで利用者の商品ニーズにそった形の利用方法を考えております。

白石純一委員

その方のお金をどう使おうとそれは勝手ですけれども、これは市のお金、あるいは国のお金ですか、を使うわけですから、やはり公的な性格も持っておりますので、そのように大型店舗だけではない、中小店舗にも恩恵が及ぶような形は私はあってもおかしくないと思いますが、その点、検討される余地はないですか。

川畑福祉課長

こちらのほうについては国の全額補助で実施する事業でありますけれども、国のほうとしましても市内の店舗を幅広く対象としてというふうになっておりますので、その辺の制限についてはですね、大型店舗を幾らか制限を設けるようなところについては適当ではないのかなというふうに思います。

白石純一委員

幅広くするからこそ中小店舗でも買い物をしていただくような工夫がないと、ほとんど大型店舗に流れてしまいますよ。それでいいんですか、阿久根市として。

川畑福祉課長

あくまでも利用者のニーズに応えていきたいというふうに思っております。

白石純一委員

利用者のニーズというのは、その人のお金はどういうニーズに使ってもいいですけど、これは国のお金なんですから、それを市が預かってやるわけですから、市として中小企業にも恩恵が及ぶような方策をすることは私は十分妥当性がある、合理性があると思います、そうは思われませんか。

川畑福祉課長

その辺のライン引きというのなかなか難しいところもあるのかなというふうに思っております。

白石純一委員

そのラインを決めるのが行政、いろんな仕組みをつくるのが行政の仕組みであって、それは難しいと言ったら何もできないわけですから、その辺、商工観光課、あるいは商工会議所と検討する余地はゼロですか。

川畑福祉課長

現在のところはただいまの説明のとおりで実施していきたいというふうに思っております。

白石純一委員

そういうことだから阿久根の中小店舗が育たないという結果になってきているのではないかと

と、強く私は抗議して質問を終わります。

中面幸人委員

ちょっとわからないので教えてください。2万5千円を2万円で購入するわけですが、さつき課長の話では全額国の補助ということですが、5千円だけですね。

川畑福祉課長

ただいま中面委員が言われたとおり、最大2万5千円の商品券を購入された方については5千円分のプレミアム分があるということでもあります。

中面幸人委員

先ほどの白石議員の発言を聞いた場合ですね、市民も誤解すればいけないと思うので、一つは、例えば消費者のニーズということで、今までいろいろプレミアム券が発売されておりますけれども、やはり大型店舗であったり、例えば全国的な店舗がございますよね。名前をあげれば、例えばドラッグストアみたいなああいうところがあって。そうした場合に、消費者はやっぱり品物の質であったり値段が安かったりとかするから、なかなか白石議員が言われるようにですね、なかなか市内の小さな店舗では難しい点もあるからそっちに流れてしまうというのはあるので、ただ、5千円国から補助があるわけだけど、やっぱり2万円は自分が出すわけだから、その辺あたりは理解をしなければならないというふうに思っております。それはそれとしてですね、あといわば周知の方法なんですけれども、例えば非課税世帯、そして3歳以下の子供がいるところという、それが6,800人ということでもありますけれども、これは全て市のほうでそういう家庭に発送されるんですか、申込書を。

川畑福祉課長

周知の方法につきましては今後ですね、チラシ、あるいは防災無線、そちらのほうでも周知をしてみたいと思いますけれども、あと、対象者のほうに郵送等で周知案内をしていきたいと思っております。

中面幸人委員

今、テレビ等でもですね、消費税の10月からの、今はまだ確実には決定はしていないわけなんですけど、そういうことで、やはり子育ての世帯、そういうところの非課税世帯とか対象なので、しっかりと周知することが大事だと思っておりますのでですね、その辺あたりを。なかなか高齢者の方というのもですね、5冊買えば2万5千円ですけど、その辺あたりをですね、やっぱりわかりやすいように説明しないと、せっかく国の方策ですからですね、考えながら周知の方法をしていただければと思います。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

濱田洋一委員

1点だけお尋ねいたします。この商品券の使用期限と言いますか、いつまで使えるのかということでお尋ねしますが。

川畑福祉課長

商品券の販売につきましては、10月の1日から販売しまして、使用期限については3月の31日までというふうになっております。

濱田洋一委員

それでは今年度末まで商品券を使えるというようなことですね。わかりました。

竹之内和満委員

先ほども仮屋園委員からあったんですが、2万5千円を2万で売って、売れ残ったらどうするんですか。それを聞いたんですが。

川畑福祉課長

売れ残った場合は倉庫に厳重に保管という形でですね、こちらのほうで、福祉課のほうで保管しておきたいというふうに思っておりますけれども、また、こちらのほうについての処分についても、仮にたくさん売れ残った場合には処分等も結構、在庫の関係もありますので、

国等の指示に従いながら適切なときに処分という形になるんじゃないかなというふうに思っております。

竹之内和満委員

どうしてもですね、6,800人の方が全員買うとは思えないんですよ。必ず残るといふふうに思います。それよりも5千円分を補助するのであれば、国の補助が3,400万でしたっけ、5千円の商品券を無償で配るといふ方法もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

川畑福祉課長

冒頭説明しましたとおり、今回のプレミアム付商品券についてはですね、消費税がアップすることに伴いまして、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として事業実施するということがありますので、このような対応でいきたいというふうに思っております。

竹之内和満委員

その商業喚起なのか、福祉的な目的なのか、どうも曖昧なんですよね。商工観光からしたら地域産業の活性化ということになるんですが、それが福祉課でやるということで、何かちょっとごちゃごちゃになってるような気がしますので、そのプレミアム付商品券はそういう販売を全国的にと言われたので、5千円を配るといふのは難しいと思いますけれども、きちっとその予算が出るからには、きちっとはけるような形でぜひ努力していただきたいと思っております。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

結局、6,800人を対称に5千円分予算化したときがこの歳入の部分なんですよね。そうしたときに売れるか売れないかという問題はこちらにおいて、そんならあなた方は対象者に郵送しますと言うでしょう。あなたは権利がありますよということで郵送しますが、その発行はどこでどういう形でするんですか。発行を、売の、販売は。

川畑福祉課長

先ほども説明しましたけれども、商品券の販売につきましては市役所及び郵便局のほうで販売をしていきたいというふうに思っております。

山田勝委員

市役所、郵便局ですと言ったらね、なかなか周知徹底しないと思うよ。販売をでしょ。販売を市役所と郵便局でするんでは。ところが、非課税世帯というのは、所得の少ない人及び老人も入ってるんでは。どうなんですか。

川畑福祉課長

あくまで住民税非課税者と3歳未満の児童が属する世帯の世帯主となっております、老人というそのようなくくりはありません。

山田勝委員

老人というくくりはないんですけども、あなた方、考えたときですね、例えば年金をもらって税金を払わない方々もたくさんいるじゃないですか、実際。そういう方々に市役所に出てきなさいとか、どうかというのはい、簡単にいかないよ。だから周知徹底するためにはね、老人の方々にもやはり周知徹底をみんなに、市民に周知徹底をしてですね、どっか場所場所を選定してでもね、販売するといふ方法を考えないと、そんな2割引きで商品券をやりますから、2割分あげますよ、5千円あげますよ、おいでくださいって。そんな簡単にいきそうにはないですよ。それとね、そういう不便をしいてはならない。もっと利用する人がね、喜んで簡単に商品券を買いに行くようなところがいいと思いますよ。それと。

濱崎國治委員長

1問1答ですから。

川畑福祉課長

対象者の購入の利便性ということでありまして、先ほども言いましたとおり、市役所でも販売をしますけれども、先ほど申し上げましたとおり、郵便局のほうでも販売をいたします。この郵便局のほうにつきましても、市内の7カ所の郵便局、阿久根、大丸、大川、西目、鶴川内、山下、脇本というふうに郵便局がありますので、各地域においてもお気軽にといいですか、利便性を高めるためにもそうした郵便局を利用していただければというふうに思っております。

山田勝委員

それはそれでやってみればいいですよ。ただ、先ほどですね、私は自分が老人の方、あるいはそういう非課税の方が買い物をされるのを自分なりに見とってですね、それは一番いいのは会議所なら会議所がですね、それぞれのところにお店があるじゃないですか。お店の方々には全員加入していただいて、そして身近な、自分の近くの身近で買えるように、身近に買いに行きたい人もいるわけですからね。わざわざ大型店舗に行きたい人もおりますよ。でも、大型店舗まで行かれないという人もいるから。それはね、心配しなくてもいいですよ。それぞれ自分がいつも行かれるところに行って買われると思いますよ、皆さん。ただ、利便性をというときに、果たして郵便局か市役所でうまくいくかなと思うだけのことで、それはそれでいい。

それからですね、先ほど予算書の説明を受けたんですけどね、318万5千円、3人分の臨時賃金ですよということだったんですが、今回のこの事業をすることによって310万円の臨時賃金が要るんですか。

川畑福祉課長

プレミアム付商品券に係る、いろんな事務補助にかかる臨時職員の賃金というふうに捉えております。

山田勝委員

この賃金も国のほうでちゃんと見てくれるんですか。

川畑福祉課長

こちらのほうについても事務費ということで国からの全額補助というふうになっています。

山田勝委員

私はね、これほどパソコン、コンピューターが発展しているときにね、ボタン一つで簡単に発給できる、事務処理ができるのにね、わざわざ300万円の、これだけのために300万円の賃金を計上しなければいかんのかと思うんですよ。こういうのが来たから何とか消費せいかんと思ってるんじゃないですか、あなたたちは。

川畑福祉課長

あくまでもこちらのほうは国から事務費の限度額というものも示されておまして、その限度額の範囲内でこちらのほうは予算計上したんですが、この賃金につきましても最大限算定しまして計上してありますけれども、実際にこれだけ利用するということは、最小の経費で最大の効果を上げるようにですね、こちらのほうも事務費として計上したところでありませう。

山田勝委員

あのね、私は思うんで、むしろこのお金が、賃金が残ったからといって国に返還しなくちゃならないということになってるんですか。

川畑福祉課長

事務費にかかった分については全て精算しまして、ここに提案しました金額を計上してありますけれども、残った分については返納というよりも実績に基づいてこちらのほうに交付されるというふうになっております。

山田勝委員

例えば国から予算が来ました。この予算に基づいて全部執行が終わりました。しかしながらあなたの方の努力のかいあって事務費が、人件費がこんなに要らなかった。あるいは300

万のうち100万は残りましたよというのについては目的が達したわけですが、国に返還せないかんということはないのじゃないですか。

濱崎國治委員長

山田委員、実績に応じて請求するということだと思っんですけども。

山田勝委員

実績に応じて請求するというわけですか。

濱崎國治委員長

実績分だけ交付されるという。

[発言する者あり]

中面幸人委員

常識と思いながらちょっとお聞きしますけど、先ほどこういう話が出てですね、先ほど余ったらどうするのという話も出ましたので、いわば、例えば6,800人予想して組んで、国には4,900幾らとこういうふうになってきますよね。全体的に売れば1億7千万ということですので、結局6,800人を対称にしてるけど、これは仮に3千人分しか売れなかったとなれば、それはそれで国からも来んし、予算上は減にするわけだから別に問題はないんですよ。その辺あたりを。

川畑福祉課長

ただいま中面委員からありましたとおり、あくまで実績に基づいて国のほうにも請求いたしますので、仮に3千人ということになればそれ相応の国のほうには請求という形になります。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、

白石純一委員

最後に聞き忘れました。今までのプレミアム商品券、所管は商工観光課だったと思うんですけども、そのときの大型店舗でどれくらい使われたというようなデータはあるかどうか御存じですか。

[発言する者あり]

あるかどうか御存じですか。

川畑福祉課長

過去のプレミアム付商品券の販売等については、こちらのほうはデータ等持ち合わせておりません。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第38号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。暫時休憩します。

(福祉課退室)

(休憩 11:01～11:11)

(介護長寿課入室)

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第38号中、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

中野介護長寿課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案第38号中、介護長寿課所管分について御説明申し上げます。

今回の介護長寿課所管分の補正予算は、議案第36号阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に伴い、介護保険第1号被保険者の介護保険料軽減による減収分に対する国及び県の負担金を歳入として受け入れ、市の負担分と合わせて、介護保険特別会計へ繰り出すものです。

議案第36号の施行に伴い、所得段階の第1段階にある者については、現在の保険料年額3万2,400円から、5,400円減額し、2万7千円へ、第2段階にある者については、年額5万4千円から、9千円減額し、4万5千円へ、第3段階にある者については、年額5万4千円から1,800円減額し、5万2,200円へ、保険料が軽減されることとなります。この保険料軽減分については、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつを負担することとなっており、今回は当初予算計上分との差額について予算措置を図ったものであります。

補正予算書の7ページをお開きください。

歳入の第13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金の補正額1,234万6千円と、第14款県支出金1項2目民生費県負担金の補正額617万3千円は、いずれも今回の軽減措置による介護保険料の減収分に対する国及び県の負担金であります。

補正予算書の9ページをお願いします。

歳出の第3款民生費1項3目老人福祉費28節繰出金の補正額2,469万3千円は、歳入で受け入れた国及び県の負担金合計額に、市の負担分を加えた額を、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

以上で、説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[発言する者あり]

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第38号中、介護長寿課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○議案第39号 令和元年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）

濱崎國治委員長

次に、議案第39号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案第39号、令和元年度介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の3ページをお開きください。今回の補正は、先ほど議案第38号 一般会計補正予算第1号で御説明しましたとおり、議案第36号の施行に伴い、介護保険料の軽減措置による保険料の減収分に対する予算措置を図ったものであり、事業勘定の歳入予算において、第1款1項介護保険料を2,469万3千円減額し、第7款1項一般会計繰入金において同額を増額するものです。

補正予算書の4ページをお開きください。

事業勘定の歳入予算、第1款保険料1項1目第1号被保険者保険料の補正額2,469万3千円の減額は、当初予算に計上した保険料総額と、議案第36号に基づき所得段階の第1段階から第3段階までにおいて保険料の軽減を実施した場合の保険料総額との差額を計上したものであり、1節現年度分特別徴収保険料は2,305万2千円の減額、2節現年度分普通徴収保険料は164万1千円の減額と見込んだところです。第7款繰入金1項5目低所得

者保険料軽減繰入金の補正額2,469万3千円は、第1款の保険料減額分と同額を一般会計から繰り入れるものであります。

以上で、説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第39号について、審査を一時中止いたします。

(介護長寿課退室、健康増進課入室)

○議案第38号 令和元年度阿久根市一般会計補正予算(第1号)

濱崎國治委員長

次に、議案第38号を議題とし、健康増進課所管の事項について審査に入ります。

児玉健康増進課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

議案第38号のうち、健康増進課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の10ページをお開きください。歳出予算から御説明いたします。

第4款衛生費1項3目予防費の補正額544万6千円は風しんの追加的対策事業実施に伴う抗体検査及び予防接種に関する委託料が主なものであります。

追加的対策の内容については、昨年7月以降、特に関東方面において風しんの患者数が増加しており、患者の中心は30代から50代の男性であることから、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、今年度から3年間かけて、計画的に風しんの抗体検査や抗体を持たない者に対し予防接種を行うものでございます。本市における対象者数は、約1,900人であり、今年度の対象者、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性約680人に対し抗体検査などを実施するものであり、残りの方々については次年度以降2年をかけて実施していくということになっております。今後、7月中旬を目途に今年度の対象者に対し通知書及び受診券を送付し、集団健診や職場健診の機会を捉えて抗体検査を受けてもらうよう、広報誌や防災行政無線などを通して周知していくこととしています。

補正の内容につきましては、抗体検査及び予防接種のクーポン券を作成するシール代紙の購入に係る需用費、抗体検査、予防接種費用の取りまとめを行う鹿児島県国民健康保険団体連合会に支払う事務取扱手数料や郵便料の役務費、風しんの抗体検査・予防接種の委託料になります。

次に、6目保健センター管理費の補正額269万9千円は、昨年度、平成30年度に実施した保健センター及び働く女性の家の建築設備定期点検の報告により、本年3月5日付けで県北薩地域振興局長から非常用照明設備、排煙窓について、設備を改善するよう通知がなされたことに伴う修繕料であります。修繕の内容は、1階保健センターに設置している17カ所、2階女性の家に設置している7カ所、3階女性の家に設置している9カ所の合計33カ所の非常用照明灯の取替修繕及び3階女性の家、軽運動室に設置している排煙窓92カ所の修繕を行うものであります。

次に、7ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。

第13款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金は、今回実施しようとする風しんの追加的対策事業に伴う国庫補助金であり、抗体検査に係る費用の2分の1の範囲内の額について国から交付されるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第38号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(健康増進課退室、農政課入室)

濱崎國治委員長

次に、議案第38号中、農政課所管の事項について審査に入ります。

園田農政課長の説明を求めます。

園田農政課長

議案第38号中、農政課所管分について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。補正予算書の11ページをお開きください。

6款農林水産業費1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金の3,224万4千円のうち83万4千円は、平成30年の豪雨や台風等の災害により、全国的に農業用ハウスの甚大な被害が発生したことから、その補強等の対策が必要な事業者に対し、事業費の2分の1を補助する国の事業であり、本市対象者は3名となります。次に、同節の3,141万円につきましては、現在、本市の折口地区で稼働しているJA果実選果場が、昭和47年建設以来50年近くが経過しており、老朽化で選果率及び貯蔵率が悪いことから、新たにJA本所近くに果樹出荷・貯蔵施設を整備することに伴い、整備に係る総事業費17億8,904万円のうち、果樹農家負担軽減を目的に、出水地区2市1町で合計1億円を補助しようとするものがあります。それぞれの自治体における負担割合につきましては、部会員数割と出荷量割により算出したものであります。

次に、4目畜産業費19節負担金補助及び交付金の1億3,507万4千円につきましては、畜産クラスター事業を活用し、新たに鶏舎を整備する養鶏農家に対し、整備費の2分の1を補助するものであります。畜産クラスター事業とは、畜産農家と地域の畜産関係者が一体的に畜産の収益性を地域全体で向上させるための国の事業であり、今回につきましては、本市で養鶏業を経営する養鶏農家が、マルイ農協で構成するマルイクラスター協議会に属しており、その協議会を通して事業計画が提出されたため、関係機関の審査等を経て事業を実施するものであります。なお、この事業につきましては、養鶏業に限らず他の畜産業においても活用いただけます。

次に、5目農地費15節工事請負費の21万6千円につきましては、平成30年災の市単独災害復旧工事において、豪雨時に農道に溢れ出す雨水の排水対策として、折口の大糠蒔地区に横断暗渠を設置いたしました。その排水が隣接する田に迂回して流れ込むため、調節器を設置しその対策を図るものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。7ページをお開きください。

14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の1億3,590万8千円のうち、83万4千円は農業用ハウス強靱化緊急対策事業に対する県の支出金であります。同節1億3,507万4千円につきましても、畜産クラスター事業に対する県支出金であります。

次に、8ページをお開きください。20款市債1項5目農林水産業債1節農業債の3,140万円につきましては、JA果樹出荷・貯蔵施設整備に係る事業費補助を過疎債により財源充当するものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

農政課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

11ページですね、6款1項3目19節の農業経営近代化施設整備事業についてなんですが、説明されたと思うんですが、私が理解しがたかったのかなと思って。47年に建設されて50年が経過したので新しく本所の近くに建てられるということなんですが、この感受選果場は50年経過したのは折口の果樹選果場ですよね。その辺の関係をちょっと説明をいただきたいと思います。ちょっと意味がよくわからなかったの。果樹選果場と本所の近くに建てられるという、貯蔵庫を含めてというその辺の関係をちょっと教えてください。

園田農政課長

ただいまの質問にお答えいたします。現在の果樹選果場は、今、委員がおっしゃった折口の選果場でございます。今回、整備する新たな果樹選果場につきましてはJAの本所近くに整備するものであります。折口地区にという選定のそういう話もあったところではございますが、現在の果樹選果場を活用しながら、あそこにつくり替えとなりますと出荷の果樹の取り扱いができなくなるという、敷地的にも限られておまして、より効率的な取り扱いも考えて、道路事情も最近はいぶ整備されて、JA本所には交通体系もよくなったということでの本所の整備ということになっております。

仮屋園一徳委員

今わかったんですが、じゃあ現在の選果場も使いながらということ、当分は使われるということなんですかね。それとも今説明があったちょっとそこを操業をしながら建て替えるので、そちらができたなら壊されるんですかね。その辺はどうですか。

園田農政課長

現在ある果樹選果場につきましても併用して活用していきたいという話を聞いております。

仮屋園一徳委員

今、説明でわかりました。聞かれた場合にそうなんじゃないかなというふうに答えられなかったの。聞きました。ありがとうございます。

濱崎國治委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第38号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(農政課退室、財政課入室)

濱崎國治委員長

次に、議案第38号中、財政課所管の事項について審査に入ります。

小園財政課長の説明を求めます。

小園財政課長

議案第38号のうち、財政課所管に関する事項について御説明申し上げます。

今回の補正予算中、財政課の所管に係るものは歳入のみでございます。

予算書の7ページをお開きください。

第17款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正額1,045万3千円は、今回の補正予算に必要な一般財源として充当するため、繰り入れを行うものであり、8ページの4目市有施設整備基金繰入金の補正額260万円は、保健センター及び働く女性の家の修繕に充当するため、繰り入れを行うものであります。なお、この繰り入れにより、令和元年度末の財政調整基金残高は15億772万2千円に、市有施設整備基金の残高は13億1,819万8千円となる見込みであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第38号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(財政課退室)

濱崎國治委員長

以上で各課の審査が終了しましたが、議案第38号に関する現地調査について各委員の意見を伺います。

現地調査されますか。

〔「必要なし」と呼ぶ者あり〕

必要なしという意見があります。

それでは必要なしと認め、現地調査はしないことにいたします。

各課の審査が終了しましたので、これから採決に移ります。

なお、議案に関しての賛成・反対の表明については討論の中で行うようお願いいたします。

それでは、議案第38号 令和元年度阿久根市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔発言する者あり〕

反対ですか、賛成ですか。

白石純一委員

賛成の立場で討論します。金額としては全く賛成なのですが、9ページ、3款1項1目19節、プレミアム付商品券交付金、これのうち、2万5千円のうち2万円は自費購入までは認められる。つまり8割は本人の出費になるわけですがけれども、2割は交付金ということで、その2割分、例えば10枚のうち1枚若しくは2枚まで、やはり中小店舗でも使えるような手立てを検討していただくという条件をつけて賛成させていただきます。

濱崎國治委員長

条件付きは受けられませんので、要望ということで受けたいと思います。

〔白石純一委員「はい」と呼ぶ〕

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第38号 令和元年度阿久根市一般会計 補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第38号は可決すべきものと決しました。

○議案第39号 令和元年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）

濱崎國治委員長

次に、議案第39号 令和元年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第39号 令和元年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第39号は可決すべきものと決しました。

濱崎國治委員長

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより原稿の記載及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

以上で予算委員会を散会いたします。

（閉会 11時42分）

予算委員会委員長 濱崎國治